

# 使用料の改定表

◎市の条例で定める「使用料（上限額）」が変わります。実際にお支払いいただく「利用料金」は、まだ決定していません。

区 分			使用料		利用料金 (入館料)
			現在	改定後	
1回券	おとな	通常	630	950	実際の入館料は、左記の使用料の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める
		夜間割引	310	廃止	
		土日祝日、7・8月、年末年始	—	1,200	
	こども	通常	300	470	
		夜間割引	150	廃止	
土日祝日、7・8月、年末年始		—	600		
回数券 (6枚綴)	おとな		3,140	4,750	
	こども		1,540	2,350	
	高齢者		2,770	廃止	
	障がい者等		2,770	4,200	
団体券 (10人以上)	おとな(1人)		520	780	
	こども(1人)		250	390	
	高齢者(1人)		460	廃止	
	障がい者等(1人)		460	690	
個人定期券	1年定期券	おとな	52,380	86,000	
		こども	25,710	43,000	
		高齢者	46,280	76,000	
		障がい者等	46,280	76,000	
	半年定期券	おとな	31,430	47,000	
		こども	15,420	23,000	
		高齢者	27,770	41,000	
		障がい者等	27,770	41,000	
	3月定期券	おとな	20,950	25,000	
		こども	10,280	12,000	
		高齢者	18,510	23,000	
		障がい者等	18,510	23,000	
法人定期券	1年定期券		83,810	120,000	
専用する場合	研修室(1時間)		1,050	1,500	
	屋外50メートルプール	平日	1,570	2,000	
		(1時間、1コース)	土日祝日、7・8月、年末年始	2,620	4,000
	屋内25メートルプール	平日	1,570	2,000	
		(3コース分に限る。)	土日祝日、7・8月、年末年始	2,620	4,000
マレットゴルフ場	1回券		100	200	
	1年定期券		3,140	6,000	
マレットゴルフ用具1セット			520	指定管理者が定める	

備考

- 1 「こども」とは、中学生以下の者をいい、4歳未満の者は無料とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障がい者等」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者
  - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通達）の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその介護者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者
- 4 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 5 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）をいう。
- 6 「特定日」とは、7月1日から8月31日まで及び12月29日から翌年1月3日までをいう。